

富山県警察の参考人等の旅費支給に関する訓令
富山県警察本部訓令第12号

富山県警察の参考人等の旅費支給に関する訓令を次のように定める。

平成13年3月7日

富山県警察本部長 深 草 雅 利

富山県警察の参考人等の旅費支給に関する訓令
富山県警察の参考人等の旅費支給に関する訓令(昭和48年富山県警察本部訓令第9号)の全部を改正する。

(目的)

第1条 刑事訴訟法(昭和23年法律第131号)第223条第1項の規定により司法警察職員の求めに応じて出頭した被疑者以外の者に対する旅費の支給については、富山県職員等の旅費に関する条例(昭和32年富山県条例第36号。以下「旅費条例」という。)第3条第4項及び第14条並びに富山県各種委員会委員等の報酬及び費用弁償並びに実費弁償支給条例(昭和37年富山県条例第9号。以下「費用弁償条例」という。)第6条の規定により運用してきたところであるが、犯罪捜査その他公務上の必要により、参考人、被害者及びその遺族、鑑定人、通訳その他これらに類する者(以下「参考人等」という。)に旅行を依頼した場合において、その弁償の旅費を支給することにより、参考人等の協力確保及び被害者支援の実効に期することを目的とする。

(支給対象者)

第2条 参考人等のうち旅費を支給する対象は、次のいずれかに該当し、求めに応じて警察署等に出頭した者とする。

- (1) 犯罪の目撃者、死体や証拠品の発見者又は犯罪事実や犯人に関する情報について知っている者
- (2) 鑑定、通訳又は翻訳を嘱託された者
- (3) 被害者及びその遺族(交通事故の場合は、全治1ヶ月以上の重傷を負った被害者又はひき逃げ事件で死亡した被害者の遺族)
- (4) 道路交通法(昭和35年法律第105号)第104条第3項に規定する聴聞に係る参考人又は事案関係人
- (5) 「指定暴力団の指定等に関する参考人に対する謝金等の支給要綱の制定について」(平成5年6月28日付け富捜二第494号ほか)第2に規定する支給対象者
- (6) 第4号及び第5号以外に富山県公安委員会が主宰する聴聞及び弁明の機会の付与又は意見聴取に係る参考人
- (7) 参考人等が少年又は負傷者等の場合において、ともに出頭した保護者又は付添人
- (8) その他所属の長(以下「所属長」という。)が犯罪捜査その他の公務のため特に必要と認めた者

(支給除外者)

第3条 参考人等のうち次に該当する場合は、旅費を支給しないものとする。

- (1) 被害届、告訴告発等のため自ら出頭してきた者
- (2) 当該犯罪について嫌疑がある者
- (3) 旅費の受領を辞退した者
- (4) 支給することが社会通念上妥当でない者
- (5) その他所属長が支給の必要がないと認めた者

(旅費の支給)

第4条 参考人等に対する旅費の支給は、費用弁償条例別表第2の区分に基づいて支給するものとする。

(旅費支給方法)

第5条 費用弁償条例第7条の規定により旅行依頼を行う場合は、富山県職員等の旅費に関する規則(昭和33年富山県人事委員会規則第25号。以下「旅費規則」という。)第4条に定める旅行依頼簿に代えて、次のとおり行うこととする。

- (1) 事件担当捜査員等は、参考人等に出頭を求める場合は参考人等呼出票(以下「呼出票」という。)(別記様式第1号)に所要事項を記載し、所属長に提出しなければならない。
- (2) 所属長は、旅費の支給が必要と認めた場合は会計事務担当者を経て、呼出票に基づき旅費を積算するものとする。
- (3) 参考人等のうち通訳人については、呼出票に代わって別に定める通訳人派遣要請書によるものとする。
- (4) 参考人等に対する旅費は、旅費条例及び旅費規則の規定により算出するものとする。
- (5) 参考人等への旅費の支給は、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第161条第1項第13号に規定する資金前渡の方法により行うこと。ただし、遠隔地による多額の支給等、資金前渡によりがたい場合は、富山県会計規則(昭和62年富山県規則第17号。以下「会計規則」という。)第55条に規定する口座振替の方法により支給することができる。

なお、通訳人については口座振替を原則とする。

- (6) 参考人等への旅費の支給に当たっては、算出した支給額の根拠を説明して、旅費を支給するとともに、領収書(別記様式第2号)を徴収しなければならない。ただし、口座振替の方法による場合は、請求書(別記様式第3号)を提出させるものとする。

(資金前渡)

第6条 資金前渡に係る取扱いは、次の各号に掲げるところによるものとする。

- (1) 会計規則第41条の規定により、警察本部にあっては必要の都度、警察署にあっては3ヶ月分を常用の経費として資金前渡し、取り扱うものとする。
- (2) 資金前渡を受ける職員は、所属長が指定した者とする。

(3) 資金前渡に係る精算、返納、現金出納簿の備付け等の各事務手続きは、会計規則第44条及び第175条の規定によるものとする。

(その他)

第7条 参考人等が旅費の受領を辞退し支給しなかった場合は、呼出票の備考欄に処理経過を記載すること。

附 則

(施行期日)

1 この訓令は、平成13年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この訓令は、平成13年4月1日（以下「施行日」という。）以後に出発する旅行及び施行日前に出発し、かつ、施行日以後に完了する旅行のうち、施行日以後の期間に対応する分について適用し、当該旅行のうち施行日前の期間に対応する分及び施行日前に完了した旅行については、なお従前の例による。

附 則（平成16年1月27日本部訓令第1号）

この訓令は、平成16年4月1日から施行する。

附 則（平成20年12月22日本部訓令第22号抄）

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則（平成27年5月8日本部訓令第13号）

この訓令は、平成27年5月12日から施行する。

附 則（平成31年4月26日本部訓令第19号抄）

1 この訓令は、平成31年5月1日から施行する。

附 則（令和2年4月14日本部訓令第11号）

この訓令は、令和2年4月14日から施行する。

附 則（令和4年3月22日本部訓令第10号）

この訓令は、令和4年4月1日から施行する。

※ 別記様式は省略